

平成 20 年度税制改正大綱に対するコメント

社団法人 不動産協会
理事長 岩沙 弘道
(三井不動産㈱代表取締役社長)

厳しい財政状況にあるなか、全体として経済の活性化や国民の住生活向上に引き続き配慮した改正内容となっている。

土地・住宅税制では、まず、土地売買に係る移転登記の登録免許税が来年度も据え置かれたことで、企業だけでなく個人の土地取引の活性化にも資することとなり高く評価したい。また、住宅の省エネ改修促進税制の創設、長期耐用住宅の特例の創設、住宅取得資金贈与に係る相続時精算課税の特例の延長、新築住宅の固定資産税の減額特例の延長等、国民の住生活向上、住宅取得支援のための措置が講じられることとなった。さらに、都市・地域再生推進の観点からは、Jリート等の登録免許税の延長、非住宅用建物の不動産取得税の特例の創設等が図られ、全国的な地域の活性化に寄与することが期待される。

これらは、国民経済・国民生活に密着する重要な改正内容であり、年度末までの改正法案成立に向け、与野党を挙げて取り組んでいただきたいと思う。

今回の税制改正を踏まえ、不動産業界として今後も都市・地域の再生、ひいては日本経済の国際競争力強化に一層寄与していくとともに、土地・住宅市場の活性化によって、わが国経済が力強い成長軌道に乗るよう努めてまいりたい。